

令和5年 第8回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年10月31日(火) 15時05分 から 16時

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第3号 あっせん委員の指名について

第8 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	それでは引き続きまして総会を進めていきたいと思えます。ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第8回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席下さい。それでは、会長からご挨拶いただきます。
------	---

あいさつ

会長	東神楽町農業委員会第8回通算736回総会にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は、先ほどまで農地パトロールということで総括まで皆さんお疲れさまでした。何度も話しますけれども皆さんのそれぞれの担当地区の中で、これは少し怪しいなとちょっとでも疑問に思った場合は、まずは事務局へ確認いただきましてそこが農地なのか、そうでないのかというところを確認いただきたいと思えます。さて、農業委員会総会ですけれども前は8月開催。その際に、豊穰の秋を祈念しますといったんですけれども、今年に関しましては何だかどの作物もあまり採れなかったというところで、ちょっとガッカリしているところもあります。11月に入ろうとしています、それぞれお仕事の残っている方、もしくは完全に終わった方といると思えます。本日、総会の内容に関しましてはそんなに多いことはありませんので、慎重審議の方をお願いしながら進めさせていただきたいと思えます。簡単ですけれども、これで挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは総会議案の方に移らせていただきます。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は3番蒔田委員、4番野々瀬委員です。
----	---

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。報告第1号。令和5年8月31日以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月31日、東神楽神社例大祭宵宮祭に、島田会長に出席いただいております。9月5日、地目変更に係る現地確認を島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員、立ち合いのもと行っております。9月13日、東神楽町議会第3回定例会に島田会長に出席いただいております。10月6日、旭川市で開催された第1回上川地方農業委員会中央部ブロック会会議に、島田会長、伴野代理に出席いただいております。以上です。

【報告】 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
宮原係長	農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。資料は、3ページ・4ページになります。今回は、3件あがってきております。3法人とも昨年度と大きな変更

	<p>はございません。それぞれ、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。</p>
--	--

【報告】農地の転用事実に関する照会について

会長	<p>続きまして日程第4報告第3号、農地の転用事実の照会について、事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい。日程第4報告第3号、農地の転用事実に関する照会についてご説明させていただきます。昭和56年8月28日付け農林水産省構造改善局長通知により、旭川地方法務局登記官から農地の転用事実に関する照会がありましたので、同通知の規定により農業委員会事務局長名で回答したのでこれを報告します。こちらの法務局からの照会につきましては、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記申請があった場合に、本来であれば転用許可証もしくは非農地証明書の添付により、登記簿上の地目変更を行うところではありますが先ほど申し上げました昭和56年に発出された農林水産省構造改善局長通知により、登記官から農業委員会への照会により事実を確認し、登記簿上の地目を変更しようとするものです。土地の所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「宅地」。面積157㎡です。こちらの土地につきましては、市街化区域内に位置して農振農用地区域からは除外されています。9月5日に、島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員と事務局において現地確認を行いまして、住宅の庭として40年以上利用されていること。農地台帳においても現況「宅地」として登録されていること。市街化区域内にあり転用を行うにあたっては、届け出たり許可を要しない案件として9月8日付けで回答を行ったことを報告させていただきます。以上でございます。</p>
会長	<p>はい。こちらは、事務局長名で法務局へ回答させていただきました。</p>

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	<p>続きまして、日程第5議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明お願いいたします。</p>
宮原係長	<p>はい。今回は2件あります。6ページ番号5。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか7筆。総面積39,938.90㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日は、令和5年10月1日。土地の引渡日、令和5年10月31日。合意解約となっております。解約事由は、貸し替えのためであります。当初契約期間は、令和3年1月1日から令和7年11月30日。強化法による貸貸を解約するものです。続きまして、7ページ番号6。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」1筆。総面積1,121㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇。解約成立日は、令和5年10月1日。土地の引渡日、令和5年10月31日。合意解約となっております。解約事由は、賃借契約整理のためであります。当初契約期間は、令和3年12月1日から令和6年11月30日。強化法による貸貸を解約するものです。以上です。</p>
会長	<p>はい。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。</p>

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます、日程第6議案第2号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局よりお願いいたします。
会長代理	会議規則15条により〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。
会長代理	それでは番号41。事務局より説明願います。
武田主事	はい。今回、所有権移転が1件、利用権設定新規案件が3件となっています。41番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が31,021㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は令和6年3月31日までとなっております。売買価格につきましては、11,960,000円。反当価格は田で420,000円、畑で210,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に係る農用地売渡事業の早期売渡案件となっております。当初売渡予定が令和7年度を予定しておりましたが、賃貸期間3年目での早期買い上げと聞いております。以上です。
会長代理	担当、西村委員。
西村委員	事務局から説明があったとおりですが、補足説明いたしますとこちらの農地は平成19年〇〇の設立当時から〇〇さんより賃貸していた農地で、のちに〇〇さんが相続され令和2年度に農業公社へ売却し、同年、〇〇と〇〇の5年間の賃貸契約が成立し、今回早期売渡しとなった案件です。価格は、田420,000円、畑210,000円。合計11,960,000円でした。問題ないかと思いますが慎重審議のほどお願いいたします。
会長代理	ただいま、担当委員から説明ありましたが、ほか皆さんから質問等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	無ければ決定いたします。
会長	続きます42番。
武田主事	利用権の設定に入ります。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積が130,758㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、本日から令和10年7月19日までの5年間となっております。こちら公社の農地保有合理化事業の一時貸付案件となっております。賃借料につきましては、4月に〇〇さんへ売買した価格である13,080,000円の2%であります261,600円です。以上です。
会長	はい。担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま、事務局よりお話しがあったとおりでございます。前回の総会で一時貸付ということで通りましたことをここで報告させていただきます。補足といたしましては、今日見てまわりました3条案件の〇〇さんのところがあったと思うんですけど、そこで〇〇さんの土地は全てなくなったということになります。以上です。
会長	ただいま、担当委員から説明がありましたが、こちらに関しまして何かご意見、ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長代理	会議規則15条により〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。

会長代理	番号43番。
宮原係長	はい。番号43。9ページです。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか7筆。総面積39,938.90㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、令和5年11月1日から令和8年11月30日までの3年間です。賃貸料は468,000円。反当価格は13,000円。地番図は、議案9ページ地番〇〇-〇〇、色の変わっている部分を押し確認ください。先ほど解約案件で確認させていただきました〇〇さんがこれまで耕作されていた農地であります。以上です。
会長代理	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明があったとおりですが、補足説明しますと6月に〇〇さんより、現在賃貸している〇〇さんとの令和6年度までの契約が切れる令和6年前までに新しい借主を探して欲しいとの相談を受け、〇〇さんにも聞いたところ耕作地の集約のために、離れているこの農地は解約したいとのことで近隣耕作者にあたったところ〇〇さんだけが引き受けていただいた案件となります。賃貸料は、隣接地と同額の反当13,000円となります。以上です。
会長代理	ただいま、担当委員から説明ありましたが、これに関しましてご質問、ご意見等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無いようですので決定いたします。
会長代理	続きまして番号44。
宮原係長	はい。議案10ページになります。番号44。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積2,718㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、令和5年11月1日から令和8年11月30日までの3年間です。賃貸料は21,000円。反当価格は田14,000円。畑7,000円。地番図は、色の変わっている部分で確認ください。こちらも先ほど解約案件で確認させていただきましたが、改めて畑部分も含め賃貸借するものであります。以上です。
会長代理	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局より説明のあったとおりで、以前より賃貸をしていた〇〇-〇〇の内〇〇の田部分700㎡に加え、畑1,597㎡を賃貸したもので前契約を1度合意解約したのちに結び直したものであります。以上です。
会長代理	ただいま、担当委員から説明ございましたけれど、これに関しまして質問、ご意見等ありませんでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	無いようですので決定します。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	それでは日程第7議案第3号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今回3件あがっております。7番申出人住所及び名前、〇〇、〇〇成年後見人一般社団法人後見人支援機構。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積23,815㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積19,770㎡、畑の面積694㎡となっております。8番申出人

	住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積10,633㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積8,180㎡となっております。続きまして最後のページになります。9番申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積58,225㎡。農振農用地区域内。申出理由売買となっております。以上です。
会長	はい。あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(同意)
会長	はい。それでは指名いたします。7番から。7番、伴野代理、伊藤農地部会長、私です。8番、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。続きまして9番、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員、以上です。よろしく願いいたします。

【議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

会長	では、日程第8議案第4号東神楽町農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。タブレット左上の議案第4号と書かれているところを押しますと資料に飛びますのでご覧ください。よろしいでしょうか。産業振興課より農振農用地からの除外の意見照会をいただいております。当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。内容については、資料をご覧くださいと思うんですが、申出者は〇〇となっております。資料にありますが、〇〇の〇〇さん及び〇〇さんの畑の中に特別高圧送電線の支持物つまり鉄塔を建て替えるために農振農用地区域からの除外申請がなされたものです。位置図、図面等については資料のとおりとなります。また、農地転用の必要性についてですが、農地法施行規則第53条第11号の規定に基づき、電気事業者が送電用の電気工作物の敷地に供するための転用については、許可は要しないですし、報告も必要ないこととなっておりますことを申し添えます。以上です。
会長	以上、事務局の方から説明ありましたが、この件に関しまして皆さんの方から意見ございませんか。産業振興課から聞かれているのは、これで支障があるかないかということです。特に皆さんの方から問題なければ、支障ないということよろしいですか。
伊藤委員	今日、農地パトロールで回った近くにありましたよね。
会長	そうですね。
伊藤委員	分かりました。
会長	それでは、支障なしとのことで回答いたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第9その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	① 11月・12月総会の日程について ② 令和5年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について ③ 畑地化申請について（産業振興課より）